

売却公告

次のとおり、せり売りの方法により車両の売却を行います。

平成27年1月8日
東日本高速道路株式会社東北支社
鶴岡管理事務所長 大貫 利文

第1 基本事項（調達手続の概要）

- | | |
|--------------------|--|
| 1-1. 契約件名 | 東北支社鶴岡管理事務所維持作業車売却契約 |
| 1-2. 契約責任者 | 東日本高速道路株式会社 東北支社
鶴岡管理事務所長 大貫 利文 |
| 1-3. 契約担当部署 | 東日本高速道路株式会社 東北支社 鶴岡管理事務所 総務
(住所) 〒997-0853 山形県鶴岡市小淀川字谷地田90番
(TEL) 0235-22-8766 |
| 1-4. 競争契約の方法 | 見積回数2回を限度としたせり売り(WTO政府調達協定適用ではない) |
| 1-5. 見積方法(見積書提出方法) | 郵送(期日指定の書留郵便または信書便に限ります) |
| 1-6. 契約の相手方の決定方法 | 自動契約方式 |
| 1-7. 契約書の作成 | 必要…別添1により作成すること |
| 1-8. 契約図書 | |
- (1) 本件契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、見積者及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
- | | |
|----------------|---------|
| ① 売却公告 | 本書のとおり |
| ② 標準契約書案 | 別添1のとおり |
| ③ 仕様書 | 別添2のとおり |
| ④ 競争参加資格確認申請書 | 様式1のとおり |
| ⑤ 暴力団排除に関する誓約書 | 様式2のとおり |
| ⑥ 見積書 | 様式3のとおり |
| ⑦ 内訳書 | 様式4のとおり |
- (2) 見積者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件売却手続に参加しなければならない。

第2 調達手続に付する事項

2. 売却物件の概要
- (1) 機械名その他概要 別添2「仕様書」のとおり
 - (2) 売却物件にかかる仕様、引渡場所、売却条件その他詳細については、別添2「仕様書」による。
 - (3) 売却物件について、別添2「仕様書」に定めるとおり公開を行う。

第3 競争参加資格

3. 競争参加資格

見積者は、次に示す事項をすべて満たす者とする。

- (1) 審査基準日（下記 4-4 に示す「第 1 回見積書の提出日」をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第 6 条の規定（下記）に該当しない者であること。

《参考》契約規程実施細則（競争参加不適格者）

第 6 条 契約責任者は、次の各号の一に該当する者については、特別の理由がある場合を除くほか、競争への参加を認めてはならない。

- 一 民法に規定する制限行為能力者である個人（個人とは自然人をいう。以下本条において同じ。）
 - 二 破産法に基づき破産手続開始の申立てをした法人
- 2 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者については、その事実が明らかになった日から 2 年間、競争への参加を認めないことができる。
- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした個人又は法人（当該行為をした法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。以下、本項において同じ。）
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した個人又は法人
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた個人又は法人
 - 四 監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた個人又は法人
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった個人又は法人
 - 六 会社に提出した書類に虚偽の記載をした個人又は法人
 - 七 その他会社に著しい損害を与えた個人又は法人
 - 八 前各号の一に該当する個人又は法人を、その該当する事実のあった日から 2 年以内に、会社との契約において使用した個人又は法人
- 3 契約責任者は、次の各号の一に該当する者については、その間において、競争への参加を認めないことができる。
- 一 会社と重大な利害の対立があり、かつその態様からみて契約の相手方として不適当であると認められる個人又は法人
 - 二 前号又は前項各号の一に該当する個人又は法人を、会社との契約において使用しようとする個人または法人（当該行為をしようとする法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。）
- 4 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者については、その間において、競争への参加を認めてはならない。
- 一 破産法に基づき破産手続開始の申立てをした個人で、復権を得ない者
 - 二 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした個人又は法人で、再生手続開始の決定を得ない者
 - 三 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした法人で、更正手続開始の決定を得ない者
 - 四 経営状況が著しく不健全であると認められる個人又は法人
 - 五 市場競争を実質的に制限する行為があると認められる個人又は法人（当該行為があると認められる法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。）
 - 六 警察当局により、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請等の対象とされた法人

- (2) 審査基準日において、古物営業許可または解体業営業許可を有する者であること。

- (3) 審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、東日本高速道路株式会社から「地域 2（東北支社が所掌する区域）」において取引停止措置を受けていないこと（東日本高速道路株式会社が「地域 2（東北支社が所掌する区域）」において講じた取引停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。

(4) 審査基準日から落札決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、下記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、売却手続の公正性・透明性の確保を阻害する行為に該当しないことから、行うことができる。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

- i) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ii) 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- iii) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①または②と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合

第4 競争参加確認申請・第1回見積書の提出

4-1. 競争参加確認申請書の作成

- (1) 見積者は、競争参加資格確認申請書（様式1）の内容を確認のうえ、必要事項の記載とともに記名押印すること。
- (2) 見積者は、競争参加資格確認申請書の添付書類として、次の各号に示す書類をすべて用意すること。
 - ① 有効な「古物営業許可証」または「解体業許可証」の写し 1部
 - ② 審査基準日から過去3ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3, その3の2, その3の3のいずれか））の写し 1部
 - ③ 暴力団排除に関する誓約書（様式2-1, 2-2）

4-2. 第1回見積書の作成

- (1) 見積者は、見積書（様式3）に第1回見積金額を記載し、内訳書（様式4）に第1回見積金額の内訳となる売却車両ごとの購入希望単価を記載すること。なお、第1回見積金額には、消費税及び地方消費税相当額、別添2「仕様書」に示すリサイクル料金預託金相当額を除いた額を記載すること。
- (2) 第1回見積書の合計金額に基づき、下記4-5に示すとおり第2回見積書の提出を認める者を選抜する。

4-3. 競争参加資格確認申請書及び第1回見積書の封かん

- (1) 見積者は、4-1に示す競争参加資格確認申請書（添付書類を含む）と、4-2に示す見積書及び内訳書を同一の封筒に入れて封かんすること。なお、封かんした封筒のオモテ面に1-1に示す「契約件名」、「見積者名」（見積者が法人である場合は法人名のみで可）及び「見積書在中」を記載すること。

4-4. 競争参加資格確認申請書及び第1回見積書の提出

- (1) 競争参加資格確認申請書及び第1回見積書の提出については、次に定めるとおりとする。

- ① 提出日 平成27年3月2日(月)
- ② 提出場所 上記1-3「契約担当部署」のとおり
- ③ 提出方法 書留郵便または信書便(『配達日指定郵便』により①に示す提出日必着のこと。なお、配達日指定郵便について不明の点がある場合は最寄の郵便局等に確認すること。)

4-5. 第2回見積書の提出を求める者の選抜

- (1) 契約責任者は、見積者から提出を受けた競争参加資格確認申請書に基づく競争参加資格の確認を行い、競争参加資格があると認めた見積者について、第1回見積書に記載の見積金額をもって選抜を実施する。
- (2) 契約責任者は、第1回見積金額の高い見積者から順に5者を、第2回見積書の提出を認める者として選抜する。ただし、第1回見積書の提出者が5者に満たない場合にはこの限りではない。
- (3) 競争参加資格の確認及び選抜の結果については、次に示すとおり通知する。
 - ① 通知予定日 平成27年3月6日(金)
 - ② 通知方法 競争参加資格確認申請書に記載のFAX宛て送信し、東日本高速道路株式会社のホームページ「入札公告・契約情報」の「本公告件名」の「備考」に掲載する
 - ③ 通知内容
 - ・競争参加資格の有無(競争参加資格がないと認めた場合はその理由)
 - ・選抜の合否と選抜基準
 - ・第1回見積の最高見積金額(税抜額)
- (4) 競争参加資格の確認の結果、競争参加資格がないと認めた見積者については、第1回見積書を無効として取扱うこととし、以後の本件売却手続に参加することを認めない。
- (5) 選抜の結果、第2回見積書の提出を認める者として選抜されない見積者については、第1回見積書は有効として取扱うこととするが、第2回見積に参加することを認めない。

第5 第2回見積書の提出

5-1. 第2回見積書の作成

- (1) 上記4-5に示す選抜により第2回見積書の提出を認められた見積者で、上記4-5(3)③に示すとおり通知する「第1回見積の最高見積金額」を超える金額により第2回見積を希望する者は、見積書(様式3)に第2回見積金額を記載し、内訳書(様式4)に第2回見積金額の内訳となる売却車両ごとの購入希望単価を記載すること。なお、第2回見積金額には、消費税及び地方消費税相当額、別添2「仕様書」に示すリサイクル料金預託金相当額を除いた額を記載すること。
- (2) 第2回見積を希望しない見積者については、第2回見積書の提出を要しない。この場合、第1回見積における見積金額をもって当該見積者の第2回見積金額とみなす。

5-2. 第2回見積書の封かん

- (1) 見積者は、作成した第2回見積書と内訳書を同一の封筒に入れて封かんすること。なお、封かんした封筒のオモテ面に1-1に示す「契約件名」、「見積者名」(見積者が法人である場合は法人名のみで可)及び「見積書在中」を記載すること。

5-3. 第2回見積書の提出

- (1) 第2回見積書の提出については、次に定めるとおりとする。
 - ① 提出日 平成27年3月16日(月)
 - ② 提出場所 上記1-3「契約担当部署」のとおり
 - ③ 提出方法 書留郵便または信書便(『配達日指定郵便』により①に示す提出日必着のこと。なお、配達日指定郵便について不明の点がある場合は最寄の郵便局等に確認すること。)

5-4. 契約の相手方の決定

- (1) 第2回見積の結果、契約制限価格(第1回見積の最高見積金額)以上でかつ最高見積金額をもって有効な見積をした見積者を契約の相手方として決定する。なお、見積金額の最も高い者が2者以上あるときは、当該見積を行った2者以上の者による再度の見積により契約の相手方を決定する。

- (2) 第2回見積をした見積者がいない場合は、第1回見積の最高見積金額を本件契約金額とし、当該見積をした見積者を契約の相手方として決定する。
- (3) 本件契約金額の決定にあたっては、見積金額に消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数は四捨五入とする）及びリサイクル料金預託金相当額を加算した金額をもって契約金額とする。

第6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

(1) 本件売却手続に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 入札公告の翌日から平成27年2月17日(火)まで
- ② 受付場所 上記1-3「契約担当部署」のとおり
- ③ 受付方法 質問書面(様式自由)を書留郵便または信書便(受付期間内必着のこと)により提出すること

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

- ① 回答予定日 平成27年2月23日(月)
- ② 回答方法 東日本高速道路株式会社のホームページ「入札公告・契約情報」の「本公告件名」の「備考」に掲載する

6-3. 見積の無効

本書はじめ1-8に示す契約図書に定める事項によらない見積は無効とする。

6-4. 本件手続にかかる費用は、見積者の負担とする。

6-5. 提出書類は、一切返却しない。

6-6. 契約責任者は、法令に基づく場合を除き、見積者に無断で、提出された各書類を競争参加の確認その他本件売却手続に必要な目的以外の目的で使用することはありません。また、本件売却手続において取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第2条第1項に規定されたもの）についても、本件売却手続に必要な目的の範囲内で使用するものとし、次に定める場合以外に第三者へ提供・開示・漏洩又は他の目的に使用することはありません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 暴力団排除に関する誓約書（様式2）に記載された情報を警察に照合する場合

以上

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社東北支社
鶴岡管理事務所長 大貫 利文 殿

住所
会社等名
役職等
氏名

印

担当者
TEL
FAX
E-mail

平成 27 年 1 月 8 日付けで売却公告のありました東北支社鶴岡管理事務所維持作業車売却契約に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、売却公告において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人ではありません。なお、同条第 4 項第六号に関しては、様式 2「暴力団排除に関する誓約書」により排除要請等の対象法人でないことを証明します。
- ・当社は、上記契約の競争に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係のある者ではありません。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| 1. 「古物営業許可証」または「解体業許可証」の写し | 1 部 |
| 2. 納税証明書の写し（審査基準日から過去 3 ヶ月以内に発行されたもの） | 1 部 |
| 3. 暴力団排除に関する誓約書 | 1 部 |

注意) 「申請者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、東日本高速道路株式会社でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者（＝契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など）であればよい。

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社 東北支社
鶴岡管理事務所長 大貫 利文 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

暴力団排除に関する誓約書

件名：東北支社鶴岡管理事務所維持作業車売却契約

標記件名において、下記の事項について当該契約満了まで将来において誓約するとともに、様式 2-2 の記載事項に間違いはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が契約解除等による不利益を被ることとなっても、異議申し立てを一切いたしません。

なお、本様式に記載された情報を警察に照会することについて承諾します。

また、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び警察への照会について、本人の同意を得ております。

今後、提出した様式 2-2 の記載内容に変更があった場合は、その都度書面により報告いたします。

記

1. 役員等（個人にあつてはその者、法人にあつては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等でない。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等でない。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等でない。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等でない。
5. 役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等でない。

以 上

役員等名簿一覧

件名：東北支社鶴岡管理事務所維持作業車売却契約

役職名	フリガナ	生年月日	性別	備考
	氏名			
(記載例) 代表取締役社長	ヒガシホノ タロウ 東日本 太郎	昭和18年7月8日	男	

(注1) 役員等名簿一覧が1枚に収まらない場合は、2枚目以降を作成して提出すること。

(注2) 役員等名簿一覧には、以下の者を記載すること。

- ①法人にあっては、非常勤を含む役員（会社法上の役員。ただし、監査役は除く）
ただし、その他の団体にあっては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、
個人にあっては、その者
- ②当該契約において、東日本高速道路株式会社との契約の締結に関して権限を委任された支社、
支店、営業所等の代表者（例：当該契約の契約締結権限を有する支社長、支店長、営業所長、
営業部長等）
- ③①～②のほか、その他経営に実質的に関与している者

見積書

金 円【税抜き】

(件名) 東北支社鶴岡管理事務所維持作業車売却契約

標記契約にかかるすべての契約図書について、内容確認・承諾のうえ、上記の税抜き金額により見積します。

なお、上記の金額に消費税及び地方消費税相当額及びリサイクル料金預託金相当額を加えた金額を契約金額として申込みます。

平成 年 月 日

《見積者》 会社名
役職等
氏 名

印

《契約責任者》 東日本高速道路株式会社東北支社

鶴岡管理事務所長 大貫 利文 殿

[本書作成にあたっての留意事項] ※必ずお読みください(下記と異なる見積は無効です)

(1) 「見積者」について

見積者とは、本件売買契約にかかる見積及び契約手続に関する権限を有する契約当事者のことをいい、東日本高速道路株式会社契約責任者とともに本件売買契約書に記名押印する名義人をいいます。従って、貴法人の代表者に限らず、事業部、支社、支店、事務所または営業所等の長であっても、上記権限を有する者であれば見積者となることができます。なお、見積者が、貴法人の代表者から上記権限を委任されていることの証明については不要です。

(2) 本書の作成方法

貴法人名のほか、「見積者」本人の役職等、氏名を記載し、請負契約書の作成にあたり用いる職印を押印してください。

(3) 「印鑑証明書」、「使用印鑑届」及び「年間委任状」のご提出は不要です。

【参考：様式3の記入例】

見積金額は1円単位で記入してください。
なお、消費税相当額及びリサイクル料金預託金相当額を除いた額を記入してください。

見積書

金 00,000,000 円【税抜き】

(件名) 東北支社鶴岡管理事務所維持作業車売却契約

標記契約にかかるすべての契約図書について、内容確認・承諾のうえ、上記の税抜き金額により見積します。

なお、上記の金額に消費税及び地方消費税相当額及びリサイクル料金預託金相当額を加えた金額を契約金額として申込みます。

記載する日付は見積書を作成する日付とし、「見積書提出日」以前の日付とします。

平成 年 月 日

《見積者》 会社名 ◆◆株式会社
役職等 ★★支店長
氏名 ▲▲▲▲

職印

《契約責任者》 東日本高速道路株式会社東北支社
鶴岡管理事務所長 大貫 利文 殿

[本書作成にあたっての留意事項] ※必ずお読みください(下記と異なる見積は無効です)

(1) 「見積者」について

見積者とは、本件売買契約にかかる見積及び契約手続に関する権限を有する契約当事者のことをいい、東日本高速道路株式会社契約責任者とともに本件売買契約書に記名押印する名義人をいいます。従って、貴法人の代表者に限らず、事業部、支社、支店、事務所または営業所等の長であっても、上記権限を有する者であれば見積者となることができます。なお、見積者が、貴法人の代表者から上記権限を委任されていることの証明については不要です。

(2) 本書の作成方法

貴法人名のほか、「見積者」本人の役職等、氏名を記載し、請負契約書の作成にあたり用いる職印を押印してください。

(3) 「印鑑証明書」、「使用印鑑届」及び「年間委任状」のご提出は不要です。

様式 4

内 訳 書

物件番号	機械名	内訳金額	摘要
1	維持作業車		
	小計（税抜額）		←見積金額
	消費税及び地方消費税相当額		
	リサイクル料金預託金相当額		←仕様書記載による
	合計（税込額）		←契約金額